

グーパー標識について(Q&A)

Q1. グーパー標識は何のために設置しているのですか？

A1. グーパー標識は凍結防止剤の散布区間がわかりやすいように、パーが散布開始箇所、グーが散布終了箇所の目印として設置しています。

凍結防止剤は、橋の上や日陰等の凍結しやすい箇所、交差点の手前やカーブ、坂道など路面凍結により交通事故や登坂不能の恐れがある箇所に散布をしています。

Q2. 現在、富山県内にグーパー標識はどれだけ設置されていますか？

A2. 富山県内の国土交通省が管理する道路は、グーとパーをセットで1箇所として、約270箇所設置しています。

Q3. グーパー標識で示された凍結防止剤の散布区間は、何kmですか？

A3. 富山県内の国土交通省が管理する道路は延長 217kmで、その内凍結防止剤散布区間は153kmです。(ただし、上り車線、下り車線のみ散布している区間も含めています。)

Q4. グーパー標識で示された散布区間すべてに散布する場合、どれぐらいの量が必要ですか？

A4. 富山県内の国土交通省が管理する道路の凍結防止剤散布区間すべてに散布した場合は、1回あたり約17トンです。

Q5. グーパー標識が設置されたことによって、改善されたことは何ですか？

A5. これまで除雪作業従事者が散布箇所を記憶し散布を行っていましたが、グーパー標識の設置により、経験が浅く地理に精通していない場合でも、散布を行う事ができるようになりました。

また、近年導入されている凍結防止剤散布車は全地球航法衛星システム(GNSS)を利用し散布区間を通知する機能が装備されており、グーパー標識が無くても散布箇所が把握できるようになっています。



凍結防止剤の散布について

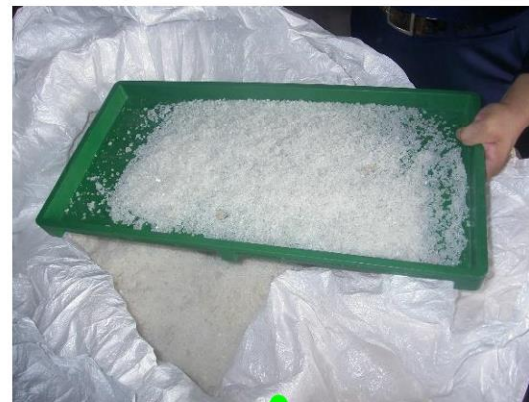
凍結防止剤は原塩として中国から輸入したものを使用しています。
富山河川国道事務所の原塩は伏木港で陸揚げされます。



工場で洗浄後1000kgづつ袋に詰めていきます。



洗浄後の凍結防止剤



除雪ステーション(基地)に運搬し、いつでも使用できるよう保管します。



凍結防止剤散布車から散布します。



凍結防止剤散布車ガイダンス装置

